

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第207号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年7月22日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇神社に関する事業変更及び事業報告等の関係書類全部（国税庁、宮内庁、神社本ちょう統理）からの指適要綱伺い報告書類含む）過去5年間 県報に事業変更及び神主及び役員の変更届含む 東部県税局、総務課、税務課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年8月4日、実施機関は、本件請求に対し、〇〇神社に関する県報に事業変更及び神主及び役員の変更届含む（過去5年間）（以下「本件公文書」という。）を特定し、本件公文書を保有していないとして、条例第12条第3項の規定により、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年8月7日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和3年3月31日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「本来出すべき書類、県に提出している書類（事務所備付け書類）の記載している書類を全て出せ」と記載されている。

第4 実施機関の弁明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の内容及び理由は、おおむね次

のとおりである。

1 公文書公開請求の内容について

審査請求人から公文書公開請求があり、審査請求人に対し〇〇総合県民局担当者が聞き取りを行い、請求内容について、〇〇神社に関する①事業変更及び事業報告等の関係書類全部（過去5年間）、②国税庁、宮内庁、神社本ちょう統理からの指摘要項伺い報告書類含む（過去5年間）及び③県報に事業変更及び主及び役員の変更届含む（過去5年間）であり、③〇〇神社に関する県報に事業変更及び神主及び役員の変更届含む（過去5年間）は、県報に掲載した公文書であることを確認した。

2 公文書公開請求拒否決定処分について

宗教法人及び所轄庁が行う手続きについては、宗教法人法に規定されているが、県報に掲載する手続きは規定されていない。以上のことから、実施機関は本件請求のうち、「③〇〇神社に関する県報に事業変更及び神主及び役員の変更届含む（過去5年間）」に係る公文書を保有していないとし、条例第7条第2号の規定により公開請求を拒否したものである。

3 審査請求人の主張について

審査請求人から、審査請求書において「本来出すべき書類県に提出している書類（事務所備付け書類）の記載している書類を全て出せ」との主張がなされている。公文書公開請求に係る処分は「③〇〇神社に関する県報に事業変更及び神主及び役員の変更届含む（過去5年間）」について、行ったものであり、宗教法人から県に提出された事務所備付け書類（の写し）は当請求の公開対象となる公文書ではない。

なお、事務所備付け書類の写しは、公文書公開請求の「①〇〇神社に関する事業変更及び事業報告等の関係書類全部（過去5年間）」で非公開情報に係る部分を除き部分公開決定を行っている。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和3年3月31日	諮問
令和7年5月28日 第1部会（第23回）	審議
同年 6月25日 第1部会（第24回）	審議

第6 審査会の判断

審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、宗教法人〇〇神社に関する①事業変更及び事業報告等の関係書類全部、②国税庁、宮内庁及び神社本庁統理からの指摘要綱（伺い及び報告書類を含む。過去5年間分）及び③県報に登載した事業変更並びに神主及び役員の変更（以下「請求事項3」という。）に関して実施機関が保有する公文書のうち、総務課において保有するものの公開を求めるものである。

審査請求人は、宗教法人〇〇神社から提出された事務所備付け書類に記載している書類に不足がある旨主張しているが、本件処分は県報に登載した事業変更並びに神主及び役員の変更に関する公文書について行われたものであり、宗教法人から県に提出された書類に関する主張は、本件審査請求とは無関係なものである。

そして、実施機関は公文書公開請求書の請求事項3のとおり本件請求に係る公文書を特定しているから、当該公文書の特定は妥当なものとして、公文書の保有の有無を以下検討する。

2 公文書の保有の有無について

宗教法人法（昭和26年法律第126号）は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的としており（第1条第1項）、宗教法人の宗教的事項と世俗的事項の機能のうち、世俗的事項に関してのみ規定し、憲法で保障された信教の自由と政教分離の原則が尊重されている（同条第2項）。そして、宗教活動の自由を最大限に保障するため、世俗的事項である役員の資格・任免、必要な機関の設置、財産処分の方法等についても、できるだけそれぞれの宗教法人の特性に応じた自主的、自律的運営に委ねている。

宗教法人は、財産処分をしようとするとき（宗教法人法第23条）等、一定の場合に公告しなければならないこととしており、公告が県報に登載される可能性もある。公告の方法は、当該宗教法人の規則で定めることとされており（宗教法人法第12条第1項第11号）、宗教法人〇〇神社規則においては、公告の方法は「神社の掲示場に、拾日間掲示して行ふ」とされているから、公告を行う場合でも県報に登載されることはない。

したがって、本件請求に係る公文書を保有していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	